新 潟 市 報 道 資 料
令和３年９月２９日

報　道　各　位

新 潟 市 環 境 対 策 課
新潟市保健所環境衛生課

西蒲区川崎地内の事業場敷地における土壌汚染について（お知らせ）

西蒲区川崎地内の事業場敷地で、事業者が実施した土壌調査（土壌汚染対策法第３条第１項に規定するもの。）の結果、有害物質である「ふっ素及びその化合物」が基準値を超えて検出された旨、令和３年９月２７日付けで新潟市環境対策課に結果報告がありました。

調査結果の概要及び対応は次のとおりです。

記

１　概　　要

（１）調 査 地 点：西蒲区川崎地内の事業場敷地

（２）試料採取日：令和３年８月２３日～８月２６日

（３）基準値超過状況

〇土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
ふっ素及びその化合物	0.86～23 mg/L	0.8 mg/L 以下

２　対　　応

- 周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。
- 地下水を飲用している方がいる場合には、飲用しないよう指導します。

(参考)

〇　土壌溶出量基準

地下水等経由の摂取リスク（土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスク）を考慮した基準。

〇　ふっ素

・健康への影響：　高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じる。

・用　　　途：　金属の研磨やステンレスの洗浄目的で使用

本件についてのお問い合わせ先
【全般について】
新潟市環境対策課水環境グループ
（直通）０２５－２２６－１３７１
【飲用井戸関係について】
新潟市保健所環境衛生課環境衛生係
（直通）０２５－２１２－８２６６